

<令和6年度官公需確保対策地方推進協議会 >

官公需関連の取り組みについて

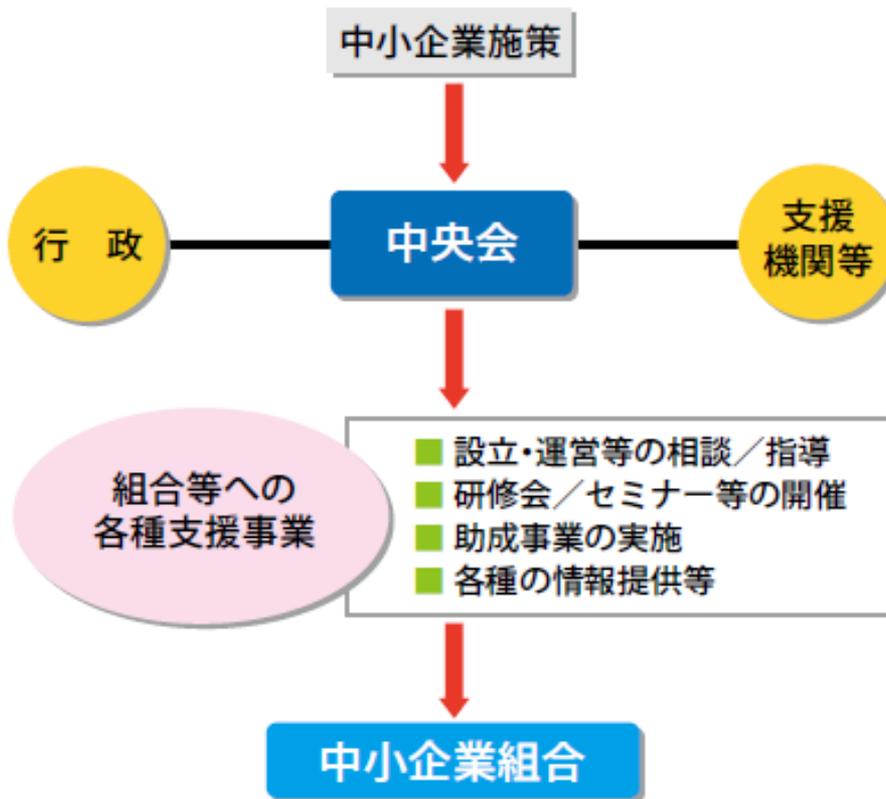
高知県中小企業団体中央会

高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F

TEL 088-845-8870 FAX 088-845-2434

URL <http://www.kbiz.or.jp/> E-Mail info@kbiz.or.jp

中央会の概要について



中小企業団体中央会は、「中小企業等協同組合法」に基づき設立された特別認可法人で、各都道府県に1つの中央会と、その全国組織として全国中央会が設置されています。

中央会は、中小企業者が組織した中小企業組合を会員とし、組合設立やその運営を支援しており、その経費の一部は地方公共団体からの補助を受けて運営しています。

現在、高知県中央会には約300の中小企業組合が加入しています。

中小企業組合（各種組合制度）

種類	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定:昭和24年)		中小企業団体の組織に関する法律 (制定:昭和33年)		商店街振興組合法 (制定:昭和37年)	生活衛生関係営業の 運営の適正化及び振 興に関する法律 (制定:昭和32年)
目的	組合員の経営の近 代化・合理化、経済 活動の機会の確保	働く場の確保、 経営の合理化	組合員の事業の 改善発達	組合員の事業を統合、 規模を適正化し、生産 性向上、共同利益の 増進	商店街地域の環境 整備	組合員の事業の生活 衛生の水準を向上、資 格事業の改善
性格	人的結合体			人的・物的結合体	人的結合体	
組合員 資格	地区内の小規模事 業者(概ね中小企 業者)	個人及び法人	地区内で資格事 業を営む中小企 業者及び定款で 定めるときは1/3 未満の中小企業 者以外の者)	中小企業者及び定款 で定めるときは1/4以 内の中小企業者以外 の者)	地区内で小売商業 又はサービス業を営 む者及び定款で定 めるときはこれ以外 の者	地区内において資格事 業を営む者
事業	組合員の事業を支 援する共同事業	商業・工業・鉱 業、運送業、 サービス業等 の事業経営	指導教育、調査 研究、共同経済 事業(出資組合の み)	組合員の事業の統合、 関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、 共同経済事業	生活衛生の適正化事 業、指導、検査事業、 その他
議決権	平等(1人1票)			平等(但し定款で定め たときは出資比例の 議決権も可)	平等(1人1票)	
設立 要件	所管行政庁の認可					

中央会の活動について

主な活動内容	★中小企業組合等の設立、連携組織(任意グループ等)の形成支援
	★中小企業組合等の運営支援
	①業界、組織の抱える諸問題解決やビジョン策定への支援
	②共同事業構築、新商品・技術・サービス等の開発など新たな取り組みへの支援
	③経営上の労務・経理税務・法律等の高度な相談への専門家を活用した助言指導
	④人材育成支援(各種講習会の開催、組合等が実施する研修事業・調査研究事業への支援、青年部組成による後継者育成など)
	⑤外国人材を活用した地産外商・海外展開支援
	⑥官公需総合相談センター(官公需に関する各種情報の提供、適格組合制度の普及)
	⑦景況調査など各種調査の実施
	⑧機関誌・メルマガ等による各種情報の提供
	★中小企業振興策の建議、陳情、退職金共済など各種共済制度の普及推進
	★国、県の補助事業・受託事業の実施
①ものづくり担い手育成事業	
②ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業	

官公需施策と官公需適格組合

官公需施策

中小企業の経営上の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものです。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、官公需法第3条では、「…国等が契約を締結するにあたっては、予算の適性な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。

また事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

そこで、毎年閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。」と定められ、さらに競争契約参加資格審査にあたって「総合点数の算定特例の活用」、「官公需適格組合の発注機関別の受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」としています。

官公需適格組合制度・適格組合とは

- 官公需適格組合制度とは、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁(四国では四国経済産業局)が証明する制度です。
- 官公需適格組合とは、上記証明を受けて、組合員が一丸となり、発注機関の信頼に十分応えられるよう共同受注体制(受注委員会設置、規約制定など)を整え、責任体制も確立(組合と組合員との連帯責任など)された組合です。

【証明の対象となる組合】

事業協同組合(連合会)、事業協同小組合、商工組合(連合会)、企業組合、協業組合、商店街振興組合(連合会)

【官公需適格組合数(令和6年6月30日時点)】

全 国: 899組合

高知県: 4組合(内訳:物品1、役務1、工事2)

官公需適格組合の証明基準

◆物品・役務関係の証明基準

- ①組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ②官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ③事務局常勤役職員が1名以上いること
- ④共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ⑤共同受注規約等を定め、役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ⑥検査員を置くなど、検査体制が確立されていること
- ⑦組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること
- ⑧組合もしくは組合員が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団)でないこと、もしくは組合の役員等が暴力団員でないこと又は暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していないこと

◆工事関係の証明基準 (物品・役務関係の証明基準に加えて下記基準を満たすこと)

- ①共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- ②組合員の組合脱退予告期間を1年とすること
- ③入札にあたって組合と組合員との応札がないこと
- ④公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、7,000万円)以上のものを請け負おうとする組合にあつては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること
上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が1名以上いること
- ⑤組合独自の事務所を有していること
- ⑥総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

中央会の官公需関連の取り組み

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和6年4月19日閣議決定)より抜粋

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 官公需情報の提供の徹底 (3)官公需に関する相談体制の整備

- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。

1. 官公需総合相談センターの設置

(1)官公需に関する情報の提供

官公需情報ポータルサイト(<http://www.kkj.go.jp/s/>)の周知及び活用の促進

(2)中小企業者や発注機関等からの要請に応じた、官公需に関する情報の提供

※(1)(2)を実施する体制の構築として官公需担当者の設置

2. 官公需適格組合証明申請に関する内容確認等

(1) 官公需適格組合証明取得及び更新手続申請内容の確認及び指導

官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領(昭和61年6月9日:61企庁第834号)に基づき、証明申請書・添付書類の記載事項について実地調査等により内容確認を行う。

(2) 毎事業年度、通常総会決議後1カ月以内に決算関係書類等の中間資料の提出、並びに変更事項が生じた場合の届出内容の確認及び指導

3. その他

(1) 共同受注事業を実施する組合等に対して、官公需適格組合制度の説明及び適格組合証明取得に向けた体制整備の支援を実施

(2) 官公需適格組合等の要望に応じて、行政機関や専門家等を交えて、受注活動や運営上における課題解決に向けた協議を実施

発注機関へのお願い

★官公需適格組合の積極的活用

- 会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条、
または地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2
に基づく少額随意契約先として
- 競争入札参加資格審査における特例、優遇措置の創設
- 災害協定等の締結(水道・電気・ガス、石油、運送etc)

高知県内の官公需適格組合

(R 6 . 7 . 1 現在)

組合名	所在地	TEL FAX	証明区分
高知県石油業協同組合	高知市大原町 80番地2	088-831-0439 088-833-9988	物品納入
高知ビルメンテナンス協同組合	高知市北本町1丁目 10番28号	088-821-6628 088-821-6656	役務提供
嶺北建設業協同組合	長岡郡本山町本山 526番地1	0887-76-2230 0887-76-2272	工 事
高知市管工事設備業協同組合	高知市六泉寺町 93番地15	088-832-2851 088-833-1794	工 事